

佐々木聖使 提出 学位申請論文

『山田顕義の神社行政と教育構想』 審査要旨

論文の内容の要旨

学位申請論文『山田顕義の神社行政と教育構想』は、長州藩出身の政治家、山田顕義の神社行政と教育構想の展開を、一次史料の博搜によって詳細に跡付けた論考である。そもそも山田顕義は、維新後における近代兵制の制定事業、各種法典編纂等の業績によって知られている。しかしこの一方で山田は、とりわけ明治十四年以降、内務卿として神社制度・政教関係の再編に尽力し、さらに独自の教育構想のもとで、國學院・日本法律学校の設立にも関与した。本論文は、山田のこの後者の側面―神社行政と研究教育機関形成に果たした山田の役割―を、第一部・第二部に分けて検討するものである。

本論文第一部「山田顕義の神社行政」においては、山田が神社界年来の紛争の収拾を図りつつ、神社および神道を、立憲制下にふさわしい安定した制度として、いかに再構築していったかが論じられる。

第一章「山田顕義と祭神論争」では、山田の祭神論争への関与が検討される。明治十四年、神道事務局神殿の祭神奉斎に際して、神社界を二つに割った祭神論争が勃発した。同年十月、内務卿に就任した山田は、祭神論争の調停と神社制度の再編に当たる。本章では、神官の「教導布教」「神葬祭」からの撤退、その「祭祀」への専従を目指した山田の政治指導の実態が明らかにされる。

第二章「山田顕義と明治十四年の神祇官再興問題」では、山田の「司祭の官」設立構想が検討される。著者は、当初内務省内で作成された神官教導職分離令の原案に、山田が「司祭の官」を設けて神社・神官を管轄するという修正を加えていた事実注目する。山田の言う「司祭の官」とは、すなわち「神祇官」の復興にほかならなかった。しかし、閣議において山田案は否決され、神官と教導職の

分離のみが可決された。著者はこの点において、山田の本来的な構想は、挫折を余儀なくされたものと論ずる。

第三章「神道非宗教より神社非宗教へ」では、神官教導職分離令の前史として、当時「神道」というタームが、どのような意味内容において用いられ、どのように変化していったのか、という問題が、神道家・仏教者・政府官僚等、各々の用例によって考察される。これによれば、「神道非宗教」という概念は、仏教系内務官僚の関与によって「神社非宗教」という概念に変容し、結局それが政府の対神社政策の基本方針として採用されるに至ったものであった。

第四章「明治二十三年神祇官設置運動と山田顕義」では、帝国議会開設前後の「神祇官」復興運動への、山田の関与が跡付けられる。本章では、山田が神社界に「政教分離」の徹底を求めると共に、閣内で最も強硬な立場から、神社界の神祇官復興運動を支援した事実が明らかにされる。

本論文第二部「山田顕義の教育構想」においては、山田が國學院・日本法律学

校の設立に果たした役割が再検討され、併せてこの過程を導いた山田の教育構想の内実が検討される。

序章「日本法律学校設立沿革史の変遷」では、従来の研究史が批判的に検討される。著者によれば、従前の國學院大學史・日本大学史ともども、設立時における両校の関わりの把握が充分ではなかった。著者は、両校の開校過程が、山田をキーパーソンとして、不可分のものとして捉えなければならぬ所以を強調する。次章以下では、この観点から、両校の設立過程が再検討されてゆく。

第一章「山田顕義の神社行政と皇典講究所の設立」では、明治十五年前後、神官教導職の分離に伴い、従来の神道系教育機関が、皇典講究所や神宮皇學館へと再編されていった経緯が辿られる。山田は、皇典講究所の改革を図り、国典研究・神職養成機関としてその組織を整備していった。著者によれば、その背景には、「神社と宗教の分離」に呼应し、「宗教神道」と「非宗教的国典研究」の分離を實現しようとした山田の慮りがあった。

第二章「日本法律学校の創立計画と創立者の学統」では、宮崎道三郎ら日本法律学校の創立者グループの人的系譜とその教育構想が明らかされる。そもそも日本法律学校の設立計画は、宮崎道三郎以下十一名の創立者グループが、司法官僚養成を期して練り上げたものであった。著者は、山田が到底その「学祖」ではあり得ず、あくまでも後発の賛同者にとどまる所以を明らかにする。

第三章「國學院の設立と特別認可問題」は、山田が、宮崎らによって設置準備が進められていた日本法律学校を、自らが所長を務める皇典講究所に取り込んで、その「特別認可申請」を目指した経緯が明らかにされる。明治二十二年十月、日本法律学校の設立が認可された。山田はこれ以降、日本法律学校の科目群を、皇典講究所の教育課程に取り込む制度改革に取り組んだ。それは著者によれば、日本法律学校が「特別認可学校」（単なる認可と異なり、政府司法官採用等、数々の特典を伴う）の指定を獲得するための一種の「便法」であった。すなわちそこには、日本法律学校を、先んじて設立されていた皇典講究所の組織に組み込む事

によって、同校の特別認可申請取得のための「教育研究実績」作りを図る、という狙いが隠されていたとするのである。しかし山田のこの措置にもかかわらず、文部省の牽制や先行の法律学校による強硬な反対運動等もあり、日本法律学校は特別認可学校の認定を獲得することはできなかった。

第四章「日本法律学校の開校」は、特別認可が得られなかった日本法律学校が、皇典講究所内にとどまる理由を失い、徐々に独立への道を歩むこととなった経緯が辿られる。併せて、山田と宮崎ら日本法律学校創立者グループとの相克、また日本法律学校グループの「歴史法学」と皇典講究所の「有職的法制史研究」との隔たり等も浮き彫りされ、日本法律学校の分離独立を促した歴史的背景がさらに明らかにされる。第五章「國學院の開院」では、以上の経緯を経て、國學院が開院に至るプロセスが跡付けられる。

終章「山田顕義の教育構想」では、本論文の締めくくりとして、山田の教育構想の全体像とその意義が論じられる。山田が皇典講究所所長として示した「國文

大學」案は、「大学」がまだ東京帝国大学しか存在しなかった状況下、皇典講究所に「国文・国史」を究める大学レベルの研究教育機関を併設せんとする大胆なプランであった。著者によれば、山田の皇典講究所改革案は、皇典修学生の養成を目的とする専門学校レベルの一機関を、日本研究の総合人文学を振興する「大学レベル」の一大研究教育機関へと飛躍せしめる改革構想にほかならなかった。こうした山田の學術構想・教育構想は、皇典講究所においても、日本法律学校においても、さまざまな制約により、十分に展開することができなかった。著者は、山田の掲げた構想を、後世の者が受け継ぐためにこそ、「建学の精神」が求められなければならない所以を論じて、本論文を締めくくっている。

論文審査の結果の要旨

博士学位申請者佐々木聖使は、かねて祭神論争や神祇官興復運動等、明治前期の神道史研究に尽瘁すると共に、『山田伯爵家文書』等の編纂を通じて、日本法

律学校・日本大学の成立史に取り組んできた学究である。本研究は、著者年来の研究を集成し、山田顕義の神社行政の実態とその教育構想の内実を、総合的に究明しようとしたものであると言えよう。

本論文の研究史上における第一の貢献は、従来「国家神道」形成の画期とされてきた「祭神論争」から議会開設前後における神社行政の実態を、アプリアリな「国家神道」の図式から離れ、あくまでも一次史料の博搜とその読解の徹底によって再検討したことに求められよう。従来の研究（例えば安丸良夫氏・宮地正人氏・島藺進氏等）においては、「国家神道」なる概念が、神社神道・皇室神道のみならず、これ以降のナシヨナリズム運動・軍国主義的運動にまで拡張し、「国家神道」批判が近代日本の政治制度そのものの批判に拡散していく傾向があった。本論文が、いわゆる「国家神道」成立期を扱いながら、こうした際限なき概念の拡大から免れ、この時期の基本的諸事実を、鮮明な解像度を以って明らかにしている点は大いに評価されよう。著者によれば、山田の目指した神社・神道制度は、

現在言われているところの「国家神道」ではあり得なかった。明治の立憲制度形成に尽力した人々は、神社を法制度の中で厳格に「非宗教」として位置づけ、そこから逸脱を最も警戒していたのである。

本論文の第二の功績は、従来漠然と指摘されてきた、草創期における國學院・日本法律学校の密接な関わりを、具体的に明らかにしたことであろう。著者の再検討によって、従来の研究史の盲点であった諸点、即ち山田が日本法学を自らが所長を務める皇典講究所に取り込んでその「特別認可申請」を目指した経緯、この間における山田と日本法律学校創立者グループとの対立・葛藤等の諸事実が、はじめて実証的に明らかにされたのである。

本論文の第三の貢献は、山田が皇典講究所初代所長として抱懐していた研究教育構想を、内在的に明らかにした点にある。従来の研究においては、山田の「法・文の一大専門学校を作ろうとする意図」が漠然と言及されるにとどまり、その学術史的意義については、ほとんど検討されてこなかった。著者によれば、

山田の改革構想は、皇典講究所を、神官養成・皇典研究のための一機関から、日本の歴史や文化を総合的に探求する大学レベルの研究教育究機関へと飛躍せしめ、国家の須用に応ずる「日本研究の総合学術形成」に当たらせようとするものであった。そもそも山田は、司法卿として法典編纂事業に関わる中で、欧米の近代法受容に際しては、日本人の国民性、日本の歴史と文化と基づいて法律制定を図る必要性を痛感していた。山田は、そのためには、自国の文化に根ざした「国文学」（現在の国文学のことではなく「本邦固有ノ学術ヲ攻究スル」広義の「人文学」）を振興しなければならぬと考えていた。著者は、山田の目指す「大学」構想を、十八世紀フランスにおいて、デイドロが百科全書派を率いて当時の最高水準の学問を集大成しようとしたのに比肩すべき、「日本研究の総合人文学形成」構想としての学術的意義を担うものであったと位置付けるのである。

このように本論文は、山田の國學院・日本法律学校設立に連なる歴史的・思想的背景の検討を通じて、その明治の宗教史・教育史・学術史において果たした貢

献への評価にまで踏み込むものである。議会開設前後の時期における山田の神社行政・教育構想の実態は、本論文によってはじめて実証的に明らかにされたと言っても過言ではない。そもそも山田は、維新の元勳に次ぐ歴史的存在であるにもかかわらず、同じ長閥の伊藤博文や山縣有朋に比して、本格的な実証研究に乏しかった。一次史料に拠る本格的な山田顕義研究は、本論文の登場によって、漸く緒に就いたともいえよう。

しかしながら、なお残された課題も少なくない。著者は、山田の神祇官復興構想とその教育構想・学術構想は一体のものであったと本論文の各所で強調している。しかし両者相俟って形作られていた山田の国家観・政治思想の全体像を明らかにする課題は、依然として残されていると言わざるをえない。

この課題を解明するためには、本論文で扱った神社行政・教育構想の問題に加え、山田の幕末以来の長州藩軍事改革派としての思想と行動、維新に際しての近代兵制制定者としての理念、岩倉使節団理事官としての欧米視察の実体験等にま

で視野を広げ、あらためて山田の生涯と思想の全体像を明らかにしてゆくことが求められる。そうした作業は、山田の遺した一次史料に精通する著者の、今後の責務とも言えよう。

このように本論文は、近代神道史のみならず、明治前期の政治史・教育史・学術史の側面からも、従来の研究史の欠を補う、きわめて意義深い研究と言わなければならぬ。山田の明治国家形成への貢献、その政治思想の全体像を、より総合的かつ精緻に論証する課題は、なお残されていると言わざるを得ないが、著者はこの課題に十分応え得る学力を有し、かつその準備を着々と整えつつあるものと考えられる。よって本論文の提出者佐々木聖使は、博士（神道学）の学位を授与する足る資格を有しているものと認められる。

平成二十四年 七月十八日

主查	國學院大學教授	武田秀章	印
副查	國學院大學教授	大原康男	印
副查	國學院大學教授	阪本是丸	印

【訂正】

9頁 9行目：されたのである↓されたのである

10頁 2行目：研究教育究機関↓研究教育機関

12頁10行目：する足る↓するに足る